

# 日本模擬国連一般会議手続き規則

## 第1章 総則

規則1 (目的) 日本模擬国連一般会議手続き規則(以下、本規則)は、日本模擬国連で一般に実行されている会議手続き規則を明文化することを目的とする。

規則2 (会議監督) 会議は、会議監督の指揮監督のもとで開催される。会議監督は、本規則とは異なる会議手続き規則を任意に作成することができ、また、主催する会議の特性に応じて会議手続き規則を自ら作成することが推奨される。会議手続き規則は会議に先立って参加者に共有されなければならない。

規則3 (適用)

3.1 (任意則としての適用) 本規則は、会議監督が任意に作成した会議手続き規則に定めのない事項に適用する。

3.2 (安全保障理事会の場合) 本規則は、議場が安全保障理事会である場合には適用されない。

## 第2章 言語

規則4 (言語)

4.1 (会議監督の権限) 会議で使用される言語は、会議監督が任意に設定することができる。

4.2 (公式言語) 公式言語とは、公式会合で用いられる言語を指す。

4.3 (非公式言語) 非公式言語とは、非公式会合で用いられる言語を指す。

4.4 (作業言語) 作業言語とは、公式文書で用いられる言語を指す。

## 第3章 参加者の役割

規則5 (会議監督) 会議監督は、会議の進行に関して助言し、または任意の役割を設定して議論に参加することができる。

規則6 (議長) 議長は、会議手続き規則により付与された権限を行使するほか、会議の討議を指導し、会議手続き規則の遵守を確保し、発言権を確保し、問題を表決に付する。

規則7 (構成国および構成機構の代表)

- 7.1 (構成国および構成機構の代表) 会議の構成国および構成機構ならびにその代表者は、会議監督が定める。会議の構成国および構成機構ならびにその代表者が会議において有する権限は、会議監督が定める。
- 7.2 (構成国の意味) 本規則において、単に「構成国」と言った場合は、構成国および構成機構を指すものとする。

規則8 (オブザーバー資格を有する国または機構の代表) 会議にオブザーバー資格を有する国または機構ならびにその代表者は、会議監督が定める。オブザーバー資格を有する国または機構ならびにその代表者が有する権限は、会議監督が定める。

## 第4章 会議の進行

規則9 (会議の進行)

- 9.1 (会議の進行) 会議は、公式会合と非公式会合を交互に、もしくは並行して行うことによって進行する。
- 9.2 (公式会合) 公式会合には、公式討議・動議の採択・決議案の提出と採択などが含まれる。公式会合は、原則として議長の議事進行のもと行われる。また、設定上、公式会合の進行は議事録が作成され全世界に公表されるものとして扱う。
- 9.3 (非公式会合) 非公式会合とは、公式会合が行われていない一切の時間を指す。非公式会合には、モデレーテッド・コーカスおよびアンモデレーテッド・コーカス(またはインフォーマル・ディベートとサスペンション)が含まれる。モデレーテッド・コーカス(インフォーマル・ディベート)とは、公式会合が行われていない時間のうち、各国の代表が一同に会して討議を行う時間を指す。設定上、モデレーテッド・コーカスの進行は議事録が作成されないものとして扱う。アンモデレーテッド・コーカス(サスペンション)とは、公式会合もモデレーテッド・コーカスも行われていない、各国の代表による自由な交渉時間を指す。

## 第5章 公式会合

規則10 (公式会合における決定)

- 10.1 (手続き事項の決定) 手続き事項に関する決定は、出席する構成国の過半数により行われる。手続き事項の表決の方法は、原則として挙手による無記録投票とする。また、

構成国は手続き事項について棄権する権利を持たない。手続き事項が何であるかは本規則で定められるものとし、また、何が手続き事項であるかを決定する必要があるが生じた際には、その決定は手続き事項として扱う。

10.2 (実質事項の決定)その他あらゆる実質事項については、出席しかつ投票する構成国の過半数によって行われる。実質事項の表決の方法は、規則 16 を準用する。ただし、規則 17 に規定される重要問題の場合を除く。

10.3 (出席しかつ投票する構成国) 本規則の適用上、「出席しかつ投票する構成国」とは、賛成票または反対票を投じた構成国をいう。投票を棄権した構成国は、投票を行わなかったものとみなす。

規則11 (議題) 議題は、会議監督により作成され会議前に参加者に通報されるものとする。議題は、開会後すみやかに議場にその承認を得なければならない。議題は、出席しかつ投票する加盟国の過半数により修正し、または削除することができる。

#### 規則12 (公式討議)

12.1 (公式演説) 各代表は、あらかじめ議長の許可を受けることなく公式会合で演説することはできない。議長は、演説者を、演説の希望を表明した順序で指名するものとする。議長は、演説者の所見が討議中の問題に関連していない時には、演説者の注意を促すことができる。

12.2 (公式演説時間の譲渡) 各演説者は、公式演説時間を他の構成国の代表に譲渡し、または議場との質疑応答に充てることができる。ただし、会議監督または議長がそれを許可しなかったときはこの限りではない。

12.3 (演説者名簿) 議長は、開会後すみやかに演説者名簿を開放し、演説を希望する代表に対して登録を促さなくてはならない。議長は、討論の進行中、議場の同意を得て演説者名簿の締切を宣言することができる。

12.4 (優先発言権) 議長は、会議監督および報告者等には、議場の注意を促しまたは議場に説明を行うため、優先発言権を与えることができる。

12.5 (答弁の権利) 代表は、公式演説について答弁の権利を要請することができる。議長は、構成国に答弁の権利を与えることが望ましいと認める場合には、これを与えることができる。議長は、答弁を受けた演説者に対して、再反論の機会を与えることができる。会議監督および議長は、答弁の権利による発言時間を制限できる。ただし、演説者名簿が開放されており、直近に公式演説の機会がある構成国に対しては、答弁の権利を

与えなくてもよい。

- 12.6 (演説時間の制限) 会議監督および議長は、各演説者に許される時間を制限することができる。ただし、議場によって制限される演説時間が変更された場合は、その限りではない。演説時間が制限されており、かつ、代表が割り当てられた時間を超えた時は、議長は、遅滞なくその代表に対し注意を促さなければならない。

### 規則13 (手続き動議)

- 13.1 (手続き動議の採択) 代表は、議事手続きに関する動議を提起することができる。議長は、1カ国または数カ国の公式演説ごとに、代表から議事手続きに関する動議を募集しなくてはならない。動議は、本規則に従ってただちに裁定されなければならない。
- 13.2 (手続き上の動議の順序) 以下に示された動議は、次の順序で優先される。
- (a) 文書の提出と撤回
  - (b) アンモデレーテッド・コーカス(サスペンション)への移行
  - (c) モデレーテッド・コーカス(インフォーマル・ディベート)への移行
  - (d) 会議の休会
  - (e) 会期の延期(会議の終了)
  - (f) 討議の終結
  - (g) 演説時間の制限・演説者名簿の閉鎖
- 13.3 (動議の撤回) 動議は、その動議について表決が行われるまではいつでも、提案者が撤回することができる。撤回された動議は、いずれの構成国も再提案することができる。
- 13.4 (公式文書の提出と撤回)
- 13.4.1 (決議案または作業文書の提出と撤回) 代表は、動議によって作業文書または決議案を公式に提出し、または撤回することができる。議長は、提出された決議案または作業文書をただちに書面により交付し回覧しなければならない。議長は、作業文書または決議案を提出した代表には、説明のための発言の機会を与えることができる。
- 13.4.2 (修正案の提出と撤回) 代表は、動議によって決議案に対する修正案を提出し、または撤回することができる。議長は、提出された修正案をただちに書面により交付し回覧しなければならない。議長は、修正案を提出した代表には、説明のための発言の機会を与えることができる。決議案のすべての提案国が修正に賛同している場合、決議案はただちに修正される。決議案の提案国のうち修正に反対する構成国が存在する場合には、その修正案は非友好的修正案として扱われ、決議案の表決の際に先立って表決される。
- 13.4.3 (決議案と修正案に関する会議監督の権限) 会議監督は、決議案および修正案の提出

に際して、提案国および署名国の数ならびに提出時間の締切を要件として課すことができる。会議監督は、決議案および修正案の内容について助言し、必要に応じて修正を求めることができる。修正案がもとの決議案から内容的にかけ離れている場合には、修正として認めないことができる。

- 13.5 (アンモデレーテッド・コーカスへの移行) 代表は、アンモデレーテッド・コーカスへの移行を動議できる。この動議は、出席する構成国の過半数の賛成により決定される。
- 13.6 (モデレーテッド・コーカスへの移行) 代表は、モデレーテッド・コーカスへの意向を動議できる。この動議は、出席する構成国の過半数の賛成により決定される。
- 13.7 (会議の休会) 代表は、会議を休会し休憩を取ることを動議できる。この動議は、出席する構成国の過半数の賛成により決定される。
- 13.8 (会期の延期) 代表は、会期を延期する、すなわち、模擬国連会議を終了することを動議することができる。この動議は、出席する構成国の過半数の賛成により決定される。
- 13.9 (討議の終結) 代表は、公式討議を終結しただちに決議案の表決を開始することを動議できる。この動議は、終結に反対する 2 名の発言者の演説の後にただちに表決に付され、出席する構成国の過半数の賛成により決定される。
- 13.10 (演説時間の制限) 代表は、各演説者に許される時間を制限することを動議できる。この動議は、制限に賛成する 2 名の代表および反対する 2 名の代表の演説の後にただちに表決に付され、出席する構成国の過半数の賛成により決定される。
- 13.11 (演説者名簿の締切) 代表は、演説者名簿の締切および再開放を動議することができる。この動議は、出席する構成国の過半数の賛成により決定される。

#### 規則14 (申立)

- 14.1 (議事進行異議申立) 代表は、議長の裁定に対して異議を申し立てることができる。その異議の申し立ては、他のあらゆる事項に先立って扱われ、この手続き規則に従ってただちに議長により裁定される。異議の申立に対する議長の裁定は、過半数の構成国により無効とされない限り、効力を有するものとする。議事手続きに関する異議の申立を行う代表は、討議中の実質事項の内容について発言することはできない。
- 14.2 (その他の申立) 代表は、議事進行異議申立の他に、議事についての情報を求め、または事務的な手配をするための申立を行うことができる。

## 第6章 表決の運営

規則15 (表決の開始) 決議案の表決は、演説者名簿に登録されている国が無くなった、もしくは公式討議の終結の動議が可決された時点で、開始する。表決に参加したくない代表は、議場を退席することができる。

規則16 (表決の方法)

16.1 (表決の方法) 表決は、無記録投票(挙手)/記録投票(点呼)/投票なし採択のいずれかで行われる。通常、表決は無記録投票(挙手)で行われる。ただし、各代表は記録投票(点呼)または投票なし採択を要請することができる。記録投票と投票なし採択が同時に要請された場合には、記録投票を行う。

16.2 (記録投票) 点呼は、議長がくじ引きで選出した国名の構成国から始めて、構成国の国名の英語のアルファベット順に行われる。国名が読み上げられた構成国の代表は、「賛成」、「反対」又は「棄権」と答えるものとする。表決の結果は記録される。

16.3 (投票なし採択) 投票なし採択は、議長が決議案の採択に反対がないか確認することをもって採択を行う。決議案の採択に反対があった場合には、自動的に記録投票に移行する。

16.4 (分割投票)

16.4.1 (分割の動議) 代表は、決議案または修正案の各部分を個別に表決に付することを動議することができる。決定がなされる前に、当該分割の動議に賛成する2名の代表および反対する2名の代表が演説できる。当該動議は、過半数の賛成により可決される。

16.4.2 (分割投票) 分割の動議が通過した場合には、個別に表決に付することが提案された各部分の表決を行う。原則として、表決はパラグラフ単位で行う。表決によって否決された部分は、その決議案または修正案から削除される。表決によって可決された決議案または修正案の各部分は、その決議案または修正案に残り、その後は全体として表決に付するものとする。決議案または修正案の主文のすべてが否決された場合には、その決議案または修正案は、全体として否決されたものとしてみなされる。

16.4.3 (分割により修正された決議案の提案国) 分割投票によって修正された決議案の提案国を確認する必要がある場合、その決議案は提案国のいない決議案として扱う。

規則17 (重要問題)

- 17.1 議場が国連総会本会議である場合、重要問題に関する決定は、出席しかつ投票する構成国の3分の2の多数によって行われる。重要問題には、国際の平和及び安全の維持に関する勧告、安全保障理事会の非常任理事国の選挙、経済社会理事会の理事国の選挙、国連憲章第 86 条 1C による信託統治理事会の理事国の選挙、新加盟国の国際連合への加盟の承認、加盟国としての権利及び特権の停止、加盟国の除名、信託統治制度の運用に関する問題並びに予算問題が含まれる。
- 17.2 重要問題に関する決議案に対する非友好的修正案およびその決議案の一部の分割投票についての国連総会本会議の決定は、出席しかつ投票する構成国の3分の2の多数により行われるものとする。
- 17.3 国連総会本会議において、議長が重要問題であることの確認を行わない場合で、ある決議案が重要問題に関することを、代表が指定したい場合には、代表は、重要問題に指定する手続き動議を提案することができる。ただし、当該動議は問題となる決議案に関する投票が行われる前に提案されなければならない。決定がなされる前に、当該動議に賛成する2名の代表および反対する2名の代表が演説できる。当該動議は、過半数の賛成により可決される。
- 17.4 国連総会主要委員会およびその他の議場の決定は、すべて過半数で行われる。

#### 規則18 (非友好的修正案の処理)

- 18.1 非友好的修正案が存在する場合、決議案を非友好的修正案により修正するかどうかの表決を行う。表決の方法は、規則 16 を準用する。
- 18.2 1つの決議案に対し2つ以上の非友好的修正案が提案されている場合には、まず、原案から内容的に最も離れた修正を表決に付するものとし、その後、次に原案から最も離れた修正を表決に付する。このようにしてすべての修正が表決に付されるまで、引き続き同様に表決を行うものとする。もっとも、1つの非友好的修正案の採択が必然的に他の非友好的修正案の否決を意味する場合には、この修正については表決を行わない。
- 18.3 (非友好的修正案によって修正された決議案の提案国) 16.4.3 は、非友好的修正案によって修正された決議案について準用する。ただし、非友好的修正案に提案国が明記されている場合にはこの限りではない。

#### 規則19 (各決議案の表決)

- 19.1 (各決議案の表決) 各決議案の表決は、非友好的修正案の処理が終了したのちに開始す

る。

- 19.2 (表決の順序) 原則として、表決は、議場に公式に提出された順、すなわち文書番号の順に行う。各決議案について、投票行動の説明、表決の方法に関する動議の募集および表決をそれぞれ行う。
- 19.3 (投票行動説明) 各決議案の投票の前後に、代表は投票行動について説明する演説を行うことができる。ただし、議長は、決議案の提案者に対して、その決議案に対する投票の説明をする演説を許可してはならない。
- 19.4 (表決の方法に関する動議の募集) 議長は、投票前の投票行動説明演説が終わったのちに、表決の方法に関する手続き動議を募集する。構成国の代表は、記録投票、投票なし採択または分割の要請を動議することができる。